

○吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例

令和7年3月31日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、被害の防止のための取組等を定めることにより、職員が安心して職務を遂行することができる環境を確保するとともに、市民が行政サービス等を利用する環境が悪化することを防ぎ、もって公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会通念上相当な範囲を超えた言動 職場において職員に対して行われる市民等（議員を含む。以下同じ。）及び次号イに掲げる職員の言動のうち、内容、手段又は態様が社会通念上相当な範囲を超えたものであって、これに対応する職員の健全な就業環境の確保を妨げるものをいう。
- (2) 職員 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 一般職の職員
 - イ 市長、副市長、教育長、監査委員、委員会の委員、固定資産評価員若しくは水道事業管理者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号、第3号の2若しくは第5号に掲げる職に属する地方公務員
- (3) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをいう。
- (4) 受託事業者等 委託契約に基づいて市の事務事業を行う者その他の市の事務事業を行う市以外の法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する取組は、行政サービス等に関する苦情、要望等が業務の質の向上、改善等につながる貴重な情報提供の機会である一方、社会通念上相当な範囲を超えた言動が、これに対応する職員に過度の心理的負担を与えるとともに、その人格を否定し、尊厳を傷つけるものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する取組は、職員間における

ハラスメントによる職員の被害の防止の取組と一体のものとして行われなければならない。

3 社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する取組は、職員が安心して、公正に職務を遂行することができるよう組織的に対応することを旨として行われなければならない。

4 社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する取組は、心身に重大な被害を受けた職員に対し、適切かつ迅速に支援を行うことを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害を防止するために必要な雇用管理上の措置を講じなければならない。

2 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動の端緒となった職員の対応に問題があることを把握したときは、これを改善するよう努めなければならない。

3 市は、広報活動等を通じ、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し、市民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

4 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動と捉えられることに疑義がある旨の申出を市民等から受けたときは、当該申出を行った市民等に真摯に対応しなければならない。

（職員の責務）

第5条 職員は、職場においてハラスメントをしてはならない。

2 職員は、業務を行うに当たっては、行政サービス等を利用する市民が抱えている事情を理解し、その身体的、精神的又は社会的な特性に配慮した対応を行うとともに、行政サービス等に関する苦情、要望等に対しては、丁寧に、かつ、分かりやすく説明するよう努めなければならない。

3 職員は、市の事務事業に係る取引の相手方の従業者に対する言動に必要な注意を払い、当該従業者の健全な就業環境の確保を妨げるものがないよう努めなければならない。

（対応の原則）

第6条 職員は、行政サービス等には法令により提供が義務付けられているものが多く含まれていることを十分に認識し、市民等の権利を不当に侵害することのないよう、社会通念上相当な範囲を超えた言動に慎重に対応しなければならない。

2 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動に対しては、組織的に、き然とした姿勢で対応しなければならない。

3 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動により業務の執行に著しい支障が生じていると判断したときは、対応の打切り、警察署への通報、行為の差止請求その他の法的措置等の職員の被害

を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（被害防止の取組）

第7条 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動に関する職員の相談に適切に応じるために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に効果的な設備又は機器を市の庁舎及び施設に設置するものとする。

3 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動により心身に重大な被害を受けた職員に対し、産業医による相談その他の心身の健康の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

4 市は、苦情対応、接遇の向上等の社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する研修を実施するものとする。

（受託事業者等に対する支援）

第8条 市は、市の事務事業の実施場所において受託事業者等の従業者に対して行われる市民等の言動のうち、内容、手段又は態様が社会通念上相当な範囲を超えたものであって、これに対応する従業者の健全な就業環境の確保を妨げるものによる当該従業者の被害の防止のための取組を行う受託事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年9月24日条例第25号）

この条例は、令和8年10月1日から施行する。